

## 1 はじめに

福井県障がい福祉従事者人材育成ビジョンは、本県が目指すべき障がい福祉従事者(注1)像を明らかにし、総合的な相談や支援の実践(注2)において、必要となる資質(価値・知識)や技能(技術)を習得できるよう、求められる人材像や研修体系等を明確にすることを目的に策定しました。

これに基づき本県では、障がい児者のニーズに沿った、より質の高い福祉、医療サービスを提供できるよう、福祉・保健・医療・教育・就労などの関係機関と連携し、官民一体となって障がい福祉分野の人材育成に取り組みます。さらに、障がい福祉従事者の知見やスキルを高めるための研修を市町および地域(自立支援)協議会と協力して実施し、障がい福祉従事者が「めざす姿」や、ともに学ぶ「育ちあい(注3)」を共有していきます。

なお、福井県共生社会実現プラン(県障がい者福祉計画)においても、基本目標のひとつに「障がい特性に応じて適切に支えあうための環境づくり」を掲げ、福祉・介護職員の知見やスキルを高めるための研修を実施することとしています。

### ■注1 本ビジョンにおける障がい福祉従事者

このビジョンでいう障がい福祉従事者とは、相談支援専門員、サービス管理責任者および児童発達支援管理責任者をはじめとする、障がい福祉関係事業に携わっている従事者等を指しています。

### ■注2 総合的な相談や支援の実践(地域を基盤としたソーシャルワーク)

私たちは、障がい児者本人の生活を中心に、多様な専門職が連携してトータルに関わっていく「個別の相談や支援」の実践が求められます。また、生活のしづらさに直面し相談や支援を必要としている人たちにも積極的に関わり、問題が深刻化する前に対応することで、支援方法が広がり、本人の側に立った有意義な支援の可能性が拡がることとなります。地域での生活課題は複雑になっているので、複数の支援機関や専門職、さらに地域住民などのネットワークやチームとの連携と協働によって「誰もが暮らすことのできる地域」の実現に向けて働きかけるなど、総合的な相談や支援の実践が求められています。

(参考:改訂障害者相談支援従事者研修テキストP65-66)

### ■注3 「育ちあい」について

本県では、障がい福祉従事者として「育つ」ことと、障がい福祉従事者を「育てる」ことについて、明確な線引きはないと考えています。人材育成に関する指導過程等を通じ、ともに学ぶ「育ちあい」が人材育成の根底にあることと理解しています。